

令和六年四月十二日受領
答弁第七三三号

内閣衆質二二三第七三三号

令和六年四月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 林 芳正

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員米山隆一君提出二〇二五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の入場制限に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員米山隆一君提出二〇二五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の入場制限に関する質問に
対する答弁書

一について

吉村大阪府知事による御指摘の「発言」については、令和六年四月一日の記者会見において、同知事が、公務の場における発言ではない旨及び日本維新の会が開催した集会において政治家として発言したものである旨述べているものと承知している。このため、当該発言は、政治家個人としての発言であって、同知事がその公務として務める公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）の理事としての発言ではないことから、お尋ねの「公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会（万博協会）の見解」には当たらないものと考えている。

二について

一について述べたとおり、吉村大阪府知事による御指摘の「発言」は、政治家個人としての発言であるため、お尋ねの「吉村洋文氏の発言の撤回が必要と考えているか否か」について、政府としてお答えする立場にない。

三について

御指摘の「発言」に関する政府の考え方については、一について及び二について述べたとおりであるが、吉村大阪府知事については、博覧会協会の定款に基づき、令和七年に開催される国際博覧会の準備、開催運営等に寄与する地方公共団体の代表者として博覧会協会の社員総会の決議により理事に選任され、博覧会協会の理事会の決議により副会長に選定されたものであり、重要な事項について代表理事の諮問に応じて意見を述べるといった副会長の職務を適切に遂行してきているものと博覧会協会から聞いている。